

法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性

平成30年3月13日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会

本特別委員会は、平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定（以下「推進会議決定」という。）を踏まえ、法科大学院等の教育の改善・充実に向けた方策について、以下のような基本的な方向性の下に、所要の施策を可能なものから直ちに推進することを求めるとともに、法科大学院における教育と司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方を含め、更に検討を深めるべき事項を引き続き審議していくものとする。

はじめに

- 司法制度改革の柱の一つとして、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設され、平成18年3月に初めて法科大学院の修了生を出して以来、修了資格による司法試験の合格者数は2万人を超えている。
- 法科大学院による教育の成果は、「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（平成28年3月）等で明らかになっており、法科大学院修了生自身はもとより、受入れ側の法律事務所や企業等からも評価されており、法曹として第一線で活躍する者も多数に上る。推進会議決定を踏まえ、法科大学院において自主的な組織見直しの促進や教育の質の向上の取組が行われ、近年の実績でも、法科大学院全体として法学既修者コース（以下「既修者コース」という。）の修了生の約7割は修了後3年以内に司法試験に合格している。その一方、法学未修者コース（以下「未修者コース」という。）の累積合格率は5割に達せず、修了に要する期間と経済的負担、大学生の就職環境が良い状況であること等もあり、法科大学院志願者及び入学者はいずれも減少を続けている。
- グローバル化の更なる進展や、第4次産業革命によるビジネスモデルの転換等が行われる中で、法科大学院においても、創設時に教育理念とされた、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、創造的な思考力の育成や先端的な法領域について基本的な理解を得させることや、多様なバックグラウンドを有する者が法の分野でその知見を活かせるようにすることが一層求められている。これらの高度の法律専門職業人として養成された法科大学院修了生が、法曹界のみならず企業、官公庁や地域社会における福祉部門など公的部門でも活躍することがますます期待される。プロセスとして質の高い法曹を養成するという

理念を堅持しつつ、法曹志望者を増やし、各法科大学院がそれぞれの特色を活かしつつ行う理論と実務を架橋する多様な教育により、上記のような社会に有為な人材を多数、より効果的に育成・輩出できるようにするため、制度改革が必要である。

I. 法科大学院等の教育の改善・充実に向けた基本的な考え方

- 法科大学院について、優れた資質を有する志願者の回復に向け、多様な法曹の養成や地方における法曹養成の要請にも留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹になることができる途を一層充実するため、既修者コース及び未修者コースのいずれについても、制度改革を進めるべきである。
- その際には、近年の法科大学院の教育実績や法曹の活躍状況が社会に必ずしも十分かつ正確に伝わっておらず、また、法学部が高校生等にとって以前に比べて魅力的な進学先に映っていないなどの状況があることを踏まえ、法科大学院と法学部は一層の連携の強化を図り、両者を通じた法学教育全体の在り方を検討することにより、前途有為な多くの学生等を積極的に呼び込むことが求められている。
- また、法曹資格を得るまでに要する時間的・経済的負担が法曹志望者減少の一因となっているとの指摘もあり、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する者については、法学部から法科大学院を通して5年間で修了できる仕組みを整備・確立させることにより、法曹への進路選択の魅力を高めることも重要である。
- 未修者コースについては、様々なバックグラウンドを有する質の高い法曹を生み出してきたものの、法学を履修する課程以外の課程を履修した者（以下「純粋未修者」という。）の入学は減少しており、約7割が法学部出身者で占められる状況となっている。加えて、未修者コースを3年間で修了できるのは半数程度である上、修了1年目の司法試験合格率も2割を切っており、未修者コース入学者に対する教育の更なる改善が求められている。
- そのためには、純粋未修者や社会人経験者が法科大学院で学んだ後、法曹等としてそのバックグラウンドを活かして実績を挙げている状況を広報するなど、引き続き前途有為な人材の確保を図る取組を継続・強化するとともに、コースの在り方や未修者に対する教育方法につき更に検討し、制度全体として質保証を図る方策を講じることにより、純粋未修者や社会人として十分な実務経験を有する者が入学者の多数を占めるに至らせることを目指すべきである。
- 各大学は、以上の基本的な考え方を踏まえ、各自における法学教育の理念や卒業生の多様性等にも留意しつつ、法学部教育の在り方等につき検討することが求められる。

- 以上の検討に当たっては、地方の法曹志望者にも十分配慮する必要がある。

Ⅱ. 法科大学院等の教育の改善・充実方策

1. 法科大学院と法学部等との連携強化について

- 法科大学院制度の創設に当たっては、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割に特化するため、組織や運営の「独立性の確保」が求められたことから、多くの法科大学院が独立研究科として設置され、現在に至っている。
- 独立研究科として設置されたことは、組織としての意思決定や運営がスムーズになるなどのメリットがあった一方で、法学部との連携に支障を来し、法学部生の一定割合を占める法曹志望者が、法曹となるため法学部と法科大学院を通じて一貫した学修を行うことを妨げるところもあった。
- このような状況を改めるため、法科大学院が法学部や研究者養成の法学系研究科等との一体的な運営組織など、独立研究科以外の柔軟な組織形態を採用することも可能であることを明確化する。加えて、専門職大学院一般につき必要専任教員のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内（概ね 7～8 割程度）で学部との兼務を認める制度改正が行われる見込みであるところ*、各法科大学院は、法学部との連携の実効性を高めて、教育等の充実を図るため、教員組織の状況等を踏まえ、これを活用することが求められる。
（*この制度改正は、その後、平成 30 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行された。）
- 法科大学院は法学部との連携の一層の強化を図り、前途有為な多くの生徒、学生等を積極的に法学部ないし法科大学院に呼び込むとともに、各大学が、大学全体の理解と支援を得て、法学部に「法曹コース（仮称）」（以下「法曹コース」という。）を設置することを奨励する。これにより、法学部が自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対しては学部段階からより効果的な教育を行うこととする。

2. 法学部の法曹コースの在り方について

（1）基本的な考え方

- 法学部の法曹コースにおいて、法科大学院の法律基本科目に相当する科目等について、法科大学院の既修者コースの進学に必要な学識を培うことができる充実した教育を行い、学年毎に厳格に成績を評価することにより、学生の学力

を担保し、法科大学院への進学に当たっては、既修者コースへの進学が基本となるようにする。

- 学部段階から法科大学院進学を見据えた体系的な科目編成や教育内容の充実によりコースの魅力を高め、意欲ある学生を集めてその学力を向上させ、従来からの学部4年間と法科大学院2年間の学修によって法曹になる途に加えて、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する者がより早期に法科大学院に進学できる途を整備し、学生の時間的・経済的負担の軽減を図る。
- 法曹コースの教育課程に関して、法科大学院と一貫したものとして認定する仕組みや質保証を図る方策については、下記の教育課程の具体的な要件と併せて引き続き検討する。
- 法科大学院との一貫した教育課程の内容や、そこでの学修によって法科大学院で既修得単位として認定される科目等については、法学部と法科大学院それぞれにおいて公表する。

(2) 教育課程

- 早期卒業・飛び入学を利用して法科大学院の既修者コースに進学する者の数は着実に増えてはいるもののなお限られているが、大学の自主的な取組により、法科大学院との連携により法学部に法曹コースの設置が進められており（「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」で採択された平成30年度の取組も19大学に達している）、今後大幅に増加することが見込まれる。
- 現在の法曹コースの開始年次や学修内容は大学によって様々である一方、学部時代に法曹コースに所属していた学生も、法科大学院においては他の学生と同様の教育課程を履修している。これらの大学の取組が、教育・学修の質を確保しつつ推進されるよう、法科大学院に進学する者が法学部で修得しておくべき学識・能力について整理することが必要である。
- 法学部においては、上記の整理を踏まえ、法科大学院と連携して法曹コースを設置ないし整備して、法律基本科目に相当する科目につき法科大学院での学修に円滑に進むことを可能とするための基礎的な学識・能力を養う充実した教育を行うことが強く期待される。
- 法曹コースへの学生の振り分けの時期は、将来法曹となる学生にも学部段階で教養科目等の幅広い学修を積ませる必要があることを考慮すると、2年次進級時点以降が適当と考えられるが、各大学の実情に応じ、学生が法曹を目指す途が狭められないように留意しつつ、柔軟に設定すべきである。
- 法曹コースに属する学生も、同コースへの振り分け前の時期を含め学部段階で、外国語科目や人文・社会科学系科目、自然科学系科目など、法律科目以外

の一般教養科目についても幅広く履修した上で、法科大学院に進学することになるよう、適切に教育課程を編成すべきである。

- 教育課程編成の柔軟性を確保するため、法科大学院進学時に優れた法律学の学識・能力を有すると認められる者を対象として、各法科大学院が既修得とみなすことのできる単位数と、進学前の既修得単位を当該法科大学院において修得したものとみなすことができる単位数について、その上限（現行各30単位）を一定程度（例えば10単位程度）緩和する。また、これらを合算した場合の上限（現行30単位）を同様に緩和する。さらに、全体の制度設計を踏まえて、これらの上限を更に緩和すべきか否かを検討する。
- 法科大学院で開講される科目、例えば基礎法学や隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目について、優秀な学部生が受講しやすくなるよう、科目等履修や共同開講の制度の利用を推進すべきである。その前提として、これらの制度が教育課程の整合性や教育の質を確保しつつ推進されるよう、留意事項について整理することが必要である。
- このように法学部において法曹コースを設置する際には、一貫した教育課程の編成等について自校又は他校の法科大学院と連携、協議することを必要とする。
- これらの方策により、学部3年間と法科大学院2年間の学修により確実に、法科大学院を経て法曹となるのに必要な基礎的学識・能力を修得することができる教育課程を編成し、法学部の学生が学部3年間と法科大学院2年間で法曹になる仕組みを整備・確立すべきである。これまで早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースに進学した学生の修了後1年目の司法試験合格率は約57%と既修者平均より10%以上高くなっており、上記の新たな仕組みの下でも、同程度の水準が確保され、さらには、法学部からの一貫した教育の成果として、これをより向上させることが期待される。
- 学部段階における幅広い学修を担保するため、優秀な学生が学部3年次終了時点で法科大学院に進学するに当たっては、主として早期卒業を活用するものとするが、それを促進するため、現行の学校教育法上例外的な措置とされている早期卒業制度の在り方について検討する。

（3）法科大学院との接続

- 法曹コースから法科大学院への接続を確保するため、各法科大学院の入学者選抜において、法学部法曹コース修了予定の3年生及び4年生を対象とする既修者コース選抜枠（例えば、各法科大学院の定員の5割程度を上限とし、かつ実入学者数の5割程度を超えない範囲の人数）を設けることを認めることとする。

- この選抜枠の入学選抜についても、具体的な出願資格、選抜方法(例えば、書類審査や面接等を重視する推薦入試の方法によることなども考えられる)や合格判定の基準等は各法科大学院等において定めるものとするが、入学選抜の客観性・公平性や入学者の質の確保の観点から必要とされる要件については、引き続き検討する。
- 実際に各法科大学院における上記選抜枠による入学選抜で、例えば自大学法学部と他大学法学部の法曹コースの学生を公平に取り扱っているかなど、客観性・公平性が確保され、かつ入学者の質が担保されているかどうかは、認証評価により確認することとする。入学選抜において筆記試験を課さない場合において、特に他大学の法曹コース学生の学力を適切に評価するため、共通到達度確認試験の活用も期待される。
- 地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑みると、地方在住の学生も法科大学院での学修を経て法曹となることができるよう、法科大学院を設置していない大学や募集停止を行った法科大学院を有する大学の法学部等が他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置し、これに応じて法科大学院の側においても、上記の法曹コース学生向け入学選抜枠の設定に当たって、当該法科大学院の方針に基づき、いわゆる地方枠を設けることも期待される。これらの方策が実施され、実効を挙げているか、今後の整備状況を注視・確認し、必要に応じて見直すこととする。

3. 法学未修者教育の質の改善について

(1) 新たな質保証プロセスの導入

- 法学部以外の出身者で優れた資質を有する者や十分な実務経験を積んだ者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、現に社会の様々な分野で活躍している例も決して少なくないが、全体的に見て未修者コース修了者の司法試験合格状況が芳しくないこともあり、同コースへの入学者は年々減少を続けており、しかもその入学者の約7割は法学部出身者で占められている状態にある。
- 未修者コース入学者の標準修業年限修了率は約51%、修了後1年目の司法試験合格率は約16%であり、3年間で法科大学院を修了して司法試験に合格することは相当に困難な状況になっている。特に、司法試験合格率については、法学部出身の方がいわゆる純粋未修者を下回っている実情にある。
- 法科大学院における未修者教育の理念からすると、純粋未修者や実務経験者を数多く未修者コースに受け入れることが望ましいが、現在の状況では、法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を

「3割以上」とする文部科学省告示の基準を維持することは、入学者の質の確保の観点から適切でないため、これを見直すべき*である。（*その後、この方向での制度見直しが行われ、平成30年3月30日に公布、同4月1日から施行されている。）

- 純粹未修者については、入学者選抜のみでは、法科大学院での3年間の教育により法曹として必要な学識・能力を身に着けさせるための資質・基礎的学力を備えているかを判断するのが困難なところがあるため、進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要である。なお、共通到達度確認試験については、これに加えて、既修者コースや法学部の学生も受験できるような開放性のあるものとするのが期待される。
- 法科大学院は、厳格な成績評価及び進級判定を維持しつつ、受け入れた学生が十分な学力を修得して修了することができるよう、個々の学生に応じた柔軟かつきめ細かな指導を行うものとする。日本学生支援機構の奨学金制度においては、卒業延期が確定した者であっても成業の見込みがある者については、所属学校長の判断により再度受給対象となし得るとの取扱いを行っており、各大学においてこれを適切に運用することが期待される。

（2）教育課程

- 法学未修者に対する教育課程を合理化・効率化するため、例えば法科大学院の法律基本科目と学部におけるこれに相当する科目の共同開講が可能となるよう、他の分野における研究科と学部の共同開講の実例などをも参考にして留意事項を整理し、検討を進めるべきである。
- 法科大学院入学前の一部科目の先行履修や修了後の支援について、法学未修者に対する教育の仕組みの柔軟化の一環として適切と認められる範囲と内容を明確化し、法科大学院間で好事例による知見を共有しつつ、創意工夫を重ねることが期待される。
- 若手実務家が正課外で学生に対する学修指導を行う実例が広くみられるようになっているが、特に法学未修者については、若手実務家による、自らの学修経験を踏まえたきめ細かな指導に教育効果が期待される。このような指導の一層の促進のため、若手実務家を専任教員として活用することができるよう、実務家教員の実務経験年数要件（現行おおむね5年以上）について、教育の質が確保されることを前提に、科目の特性も踏まえつつ、見直すことを検討する。

（3）公的支援

- 法学未修者に対し必要とされる柔軟できめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院には、その教育実績に応じ、重点的に支援すべきである。

- 新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要である。その際、手厚い教育体制を確保するため、例えば複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施すること等を促進するものとするべきである。また、法学部の法曹コースに純粹未修者の教育機能を分担させる取組や、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院についても、併せて評価すべきである。
- 各大学において行われている優れた未修者教育の実例やその手法等を体系化し、共有可能にするとともに、複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施することを促進するため、教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を行い、その成果を法科大学院教育に還元する。その他、社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策をも含め、未修者教育の改善のための必要な支援方策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討する。

Ⅲ. その他検討すべき事項

1. 法学部の教育の改善・充実策について

- 法学部についても、卒業生の進路の多様性を踏まえつつ、その役割や育成すべき人材像と教育の在り方について丁寧に検討を行い、一層の改善を図る必要がある。
- 改善方策の検討に当たっては、規模や学生の進路希望等、各大学の事情の差異に十分配慮する必要がある。
- 各大学において、学部学生の想定される進路やそのためにどのような教育を提供すべきかについて、引き続き検討する。
- 社会において法律が実際にどのように適用され、法曹がどのような活動をしているかを学生が身近に学ぶことができるように、法律実務家等による講義や講演の機会を設けるなど、一層の工夫を行うことが期待される。
- 法学部において法科大学院との連携による法曹コースを設ける際に、併せて、学生の進路希望等に応じ他のコースを置くことや、いくつかの履修モデルを示すことなどにより、学生に多様な進路の可能性を明確に認識させ、それぞれに応じた教育を提供していることを明示することなどについても、引き続き検討する。

2. 理論と実務に精通した研究者養成について

- 法学部と法科大学院を通じ、持続可能な形で高度な法学教育を提供できる体制を構築するべく、理論と実務に精通した研究者を養成するために必要な法科大学院と法学系大学院（修士課程・博士課程）との連携方策についても、重要課題として引き続き検討する。